

第十九回 参議院 郵政委員会 會議 録 第五号

昭和二十九年三月四日(木曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

三月三日委員山縣勝見君辞任につき、その補欠として滝井治三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 池田宇右衛門君
理事 滝井治三郎君
柏木 庫治君

委員

深水 六郎君
村上 義一君
永岡 光治君
三木 治朗君
最上 英子君

國務大臣

郵政大臣 塚田十一郎君

政府委員

郵政省監務局長 斎藤信一郎君
郵政省郵務局長 松井 一郎君
郵政省簡易 白根 玉喜君
郵政省簡易 白根 玉喜君

事務局側

常任委員 勝矢 和三君
専門委員 金局次長 吉政 重保君

説明員

郵政省 吉政 重保君
金局次長 吉政 重保君

本日の會議に付した事件

- 理事の補欠選任の件
- 議員派遣要求の件
- 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 郵政事業の運営実情に関する調査の件

ばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○郵政事業の運営実情に関する調査の件

(日本通運株式会社郵便通運車強奪事件に関する件)

○委員長(池田宇右衛門君) 只今より郵政委員会を開会いたします。

先ずお諮りいたします。委員の異動により当委員会は理事が一名欠員になつておりますので、その欠員の互選を行ふ必要があるものであります。これについては成規の手続を省略して委員長において指名いたすことにしたいと思います。御異議はございませんか。

○委員長(池田宇右衛門君) 御異議ないものと認めます。滝井治三郎君を理事に指名いたします。

○委員長(池田宇右衛門君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(池田宇右衛門君) それでは簡易生命保険最高制限額の問題に関連して議員派遣を行いたいとの御意見がありますが、如何でございますか。

○委員長(池田宇右衛門君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(池田宇右衛門君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(池田宇右衛門君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(池田宇右衛門君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(池田宇右衛門君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(池田宇右衛門君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(池田宇右衛門君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(池田宇右衛門君) 御異議ないものと認めます。

ますが、御異議ございませんか。

○委員長(池田宇右衛門君) 決定いたします。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

規定上明確でなかつた二、三の事項を明定して規定を整備いたそうとするものであります。その改正の要点について御説明申し上げます。先ず、売さばき手数料の改正についてであります。現行の売さばき手数料は、昭和二十四年に定められたものであります。その後、郵便切手類及び印紙の売さばき額は、著しく増加し、最近においては、昭和二十四年当時の約二倍程度に増加してあり、また、売さばきに要する経費も最近の賃金、物価、金利等から見て、昭和二十四年当時と比較し、若干増加しているものと認められます。このため、これら諸種の事情を考慮いたしまして、売さばき手数料を、買受月額五千元以下の金額の百分の五を、買受月額一万元以下の金額の百分の六を、買受月額一万元を超える五万円以下の金額の百分の三を、買受月額一万元を超える十万元以下の金額の百分の三を、買受月額十万元を超える百万元以下の金額の百分の一にそれ以上改訂いたそうとするものであります。

次に、従来、規定の上でやや明確でなかつた事項で整備を要するものと認められるものについてであります。売さばき人の行く郵便切手類及び印紙の売さばきは、原則として売さばき所において行ふべきものであること、売さばき手数料は、売さばき人に委託した郵便切手類及び印紙の売りさばきの業務の取扱について支払われるものであり、その売さばき手数料の額は、売さばき所において売りさばくために買い受けた郵便切手類及び印紙の月額に依するものであることを明定いたしました。また、売さばき人の行く売りさばき業務の内容及び売りさばき手数料の性格を明確にいたそうとするものであります。

第二に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

この法律案は、郵便振替貯金法に規定されておりますところの郵便振替貯金に関する料金を調整して事業収支の均衡をはかるとともに、新たに電話による通知の取扱を設けて利用者の利便の増進を図ろうとするものであります。

まず、郵便振替貯金に関する料金の調整について申し上げます。郵便振替貯金事業の経営は、各種の取扱料金及び資金運用部から受ける利子を主な収入として、その経費をまかなうわけであり、現在の料金は、郵便為替のみならず他の各種送金制度の料金に比べても、極めて低いものであります。必要経費をまかなうに足りず、他の業務の収入に依存するやむなき状態に置かれていたものであります。

明年度におきましては、諸般の情勢からこのようなことは到底困難であり、継続できない予算事情であります。且つ、郵便振替貯金事業の自主的経営の確立の必要からも、ここに料金

明年度におきましては、諸般の情勢からこのようなことは到底困難であり、継続できない予算事情であります。且つ、郵便振替貯金事業の自主的経営の確立の必要からも、ここに料金

明年度におきましては、諸般の情勢からこのようなことは到底困難であり、継続できない予算事情であります。且つ、郵便振替貯金事業の自主的経営の確立の必要からも、ここに料金

明年度におきましては、諸般の情勢からこのようなことは到底困難であり、継続できない予算事情であります。且つ、郵便振替貯金事業の自主的経営の確立の必要からも、ここに料金

明年度におきましては、諸般の情勢からこのようなことは到底困難であり、継続できない予算事情であります。且つ、郵便振替貯金事業の自主的経営の確立の必要からも、ここに料金

明年度におきましては、諸般の情勢からこのようなことは到底困難であり、継続できない予算事情であります。且つ、郵便振替貯金事業の自主的経営の確立の必要からも、ここに料金

明年度におきましては、諸般の情勢からこのようなことは到底困難であり、継続できない予算事情であります。且つ、郵便振替貯金事業の自主的経営の確立の必要からも、ここに料金

明年度におきましては、諸般の情勢からこのようなことは到底困難であり、継続できない予算事情であります。且つ、郵便振替貯金事業の自主的経営の確立の必要からも、ここに料金

明年度におきましては、諸般の情勢からこのようなことは到底困難であり、継続できない予算事情であります。且つ、郵便振替貯金事業の自主的経営の確立の必要からも、ここに料金

明年度におきましては、諸般の情勢からこのようなことは到底困難であり、継続できない予算事情であります。且つ、郵便振替貯金事業の自主的経営の確立の必要からも、ここに料金

明年度におきましては、諸般の情勢からこのようなことは到底困難であり、継続できない予算事情であります。且つ、郵便振替貯金事業の自主的経営の確立の必要からも、ここに料金

明年度におきましては、諸般の情勢からこのようなことは到底困難であり、継続できない予算事情であります。且つ、郵便振替貯金事業の自主的経営の確立の必要からも、ここに料金

明年度におきましては、諸般の情勢からこのようなことは到底困難であり、継続できない予算事情であります。且つ、郵便振替貯金事業の自主的経営の確立の必要からも、ここに料金

と推算いたしております。大体三割二、三分くらいが手数料全般としては殖えるわけでありまして、併しもとより今回の改正におきましても、百万円以上のものは百万円とみなすというふうな規定がありますので、ずつと高額のあたりに対する響きというものはそうないと思ひます。今度の改正で最も恩恵を受けられるところは五千円乃至一万円とか、一万円乃至五万円程度のところが従来よりもずつとよくなるというふうな工合になつております。

○永岡光治君 なお、これに関連してであります、やはり売捌所の手数料が非常に少いといふことは、他の政府事業といふか、たばこその他の国有事業もありまして、こういう一つの方法と、もう一つ考えられることは郵便局自体で売捌所に切手を配給するといふまいし、あとの事後精算といふようなことで、やつてもいいのではないかとと思ひます。何かそれに対してそれはとらんほうがいいという結論が出たと思ふのですが、例えばどういふところだつたか、参考のために聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(松井一郎君) 今度の改正によつて手数料自身は、成るほど全国的に見ますと、一億三千万円ばかりがこちらとしても負担となつてゐるわけでありまして、何しろ売捌人の数が多く、而もその多くの方々は先ほど申し上げましたように、五千円以下とか、一万円以下のかたですから、手数料が一分や、二分増えたところが、金額にすれば、そう大した金額ではない、個々の方々にとつては、まあそういう観点から切手類売捌所その他の方々のサービ

スをよくして行くといふような眼から見ると、このことだけで以て何かを期待するといふほどの大きな効果はもとより期待できないだらう。そこで私もこの前の国会において、たしか永岡委員からのお尋ねに対して私お答えしたと思ひますが、いろいろ売捌所の方々の実情を聞いてみますと、何しろ一々郵便局まで取りに行かなければならぬといふ手数料というものが、売捌所においていろ／＼とむずかしい問題もある。そこで私もひとつ、一つできれば、持込配給をして行きたい。まあたばこなんか持込配給をやつてゐるやうであります、そういう一つの方法をとることによつて、現在の売捌所のサービスの円滑な運営に非常に役立つのではないかと、今内部的なあれも進めておりましたが、これはなかなか全国一挙にやるといふことになりまして、都各地の局なんかにおきましては、相当多数の事務が、今主として無集配特定局にぶら下つてゐる。売捌所のものが全部集配局に集つて来るというところになりますと、集配局自身の事務が相当増える。これに対しては当然人の増員といふものが考えられ

る。ところが、他方無集配局のほうから、それだけの事務量が減つたからといつて、もとより人に換算しますと、零コマの幾らといふので、一人の人も減員できないといふやうなむずかしい問題があります。そこでまあさう一個所にたくさん集中する懸念のない、而も郵便局まで非常に距離の遠い、いわゆる郵便上の市外区、市外地域と呼んでおりますが、こういう地域からでも今年は手をつけて行つたらどうかと

いうので、今これが具体案を作つております。これは大体、大ざつぱに全国で七万余りの売捌所がありますが、市外区と市内区といふのを比べてみますと、これは大体半分々々くらいあるわけですね。そこで市外区の方々は殊に売上も少い。そういう方々が、足りない手数料を考えると、先ずさういふところから持込配給くらいしたらどうか。さういふことで今年中には何とかこれを實現したいといふので、実は私も準備を進めております。市内地のほうは、先ほど申し上げたやうな定員関係その他がいろいろあります、ちよつと今年手がつきかねるのではないと思つております。

それからもう一案、何と申しますか、今のやうな買受けではなくして、委託的な考えでございまして、これにないけれども、まあさういふ要望もかねがねあつたわけでありまして、いろいろ会計上の関係からして、金を全然取らずに、さういふものを先で売捌く、委託販売するといふやうな形は、ちよつと今の会計上の建前としてはむずかしいのじやないかといふので、これはちよつと今實現の見込がない実情でございまして。

○柏木庫治君 松井局長にお尋ねしたい。具体的に、十万円に対して金額で幾ら支払ふとするのですか。

○政府委員(松井一郎君) これは上積計算になりますから、結局今度の改正案で、一万円までが六分になりますから、だから一万円の六分でございますから、幾らですか。六分でございます。それが一つ、それから一万円を超える十万円です。それから、あと九万円ですね。九万円

に対する三分です。さうすると、二千七百円、その両者の合計になるわけでありまして。

○柏木庫治君 さうするとですね、十万円は三千三百円ですね。さうすると、二十万円は幾らになりますか。

○政府委員(松井一郎君) 十万円を更に超える部分は、それに対して一分になりますから、千円足すわけですね。二十万円の場合は四千三百円になるわけでありまして。

○柏木庫治君 よくわかりました。

○永岡光治君 振替貯金のほうの料金引上の問題で、お尋ねしたいわけでありまして、この説明書の中で、現在の料金は、郵便為替のみならず、他の各種の送金制度の料金に比べても極めて低いものであり、必要経費を賄うに足りませんが、これをまあ具体的に、この他の送金制度の例と、一、二比較して、どういふ開きになつておるか。それから必要な経費を賄うに足りないといふのは、どの程度足りないのか、その点を数字でお示しを願ひたいと思ひます。

○説明員(吉政重保君) 第一問に対してお答えいたしますと、一例を挙げまして、千円の場合を例に取りますと現在でありますれば、料金が十五円でございます。これを普通為替と比較しますと、七十五円でございます。それから現金書留が四十八円、銀行送付金は九十五円、さういふやうな関係になつております。

それから第二点の、どれだけ赤字になるかというお話でございますが、これはまあ御承知かと思ひますが、二十九年を予定して考えますと、所要資金が十三億一千万円要るわけござい

ます。これの中には資金運用部に対する預託金といふやうな問題もございまして、今度、そのほかは大体全部を料金収入で賄わなきゃいかん。それが約十億程度で、十三億一千万円の支出増を賄ひ切れないう状況でございます。現在の料金でいたしますと、収入が六億円しかないといふので、結局四億四千万程度が赤字だ、十三億一千万円に対して四億程度が不足だといふやうな状況になつております。

○永岡光治君 本日の提出案についての私の質問は一応これで終ります。

○委員長(池田宇右衛門君) 他にございせんか。

○村上謙一君 ちよつと郵務局長にお尋ねしたいのですが、たばこの売捌所と、これは本質が、一方は専業になるでしようし、こちらのほうは片手間といったやうな副業式になると思ひますが、この手数料の種類はどんな工合に比較するとなるでしよう。

○政府委員(松井一郎君) 手数料が現在まあどういふものになつておりますかといふことはたしかお手許の資料の一部にあつたかと思ひますが、資料の六頁、七頁の辺に大体さういふやうな似たものを取上げて差上げてあります。それから現在百分の八で百分の五になつております。都電の乗車券は百分の二、但し定期券は一件について十三円五十銭といふやうな形のものになつております。まあこの手数料といふものの計算をどういふふうに見るかといふことは、おの／＼その考え方によつて、いろ／＼な計算も成立つわけでありまして、たばこは御案内のごとく専売制度で、而も売捌きと

げました行き方の基本というものの差違が反映して、ここに八分とか、六分とか、五分とかいうような差違が出て来たのじゃないかと思えます。これもまあどの程度がいいかということは、

は又大蔵省から出るものなのですか。
どちらから……。

○政府委員(松井一郎君) 郵便局のほうから一括して配給しております。

○三木治朗君 そうすると、収入印紙

つて、その郵便局の不足を補うために、地域毎に或る者に売らしておる。そこで余りその売込みのためにいろいろなところへ行くということは、そのこと自身が、単にサービスマンから見た

○政府委員(松井一郎君) 二人以上あるときは、而も両方とも信用のあるかたがなつた場合には……。

○深水六郎君 両方とも信用があるという前提でそりなつた……。

○政府委員(松井一郎君)　そうです。現在の法律の建前になっています。

○三木治朗君 ついでにといつちや失礼ですけれども、先だつて横浜で以て日通ですか、配達車が襲撃された問題があるのですけれども、私は日通の問題については実は反対をして、この間も改正のときに言つたのですが、あゝ問題が起つた場合の責任は日通が負うのですか、それとも郵政省が負うのですか。

○政府委員(松井一郎君) あの問題について、郵便物を公衆のかたが盗まれたとか、損失をしたということについては、その責任の或る限度においては直接郵政省が責任を負います。日通と郵政省との間において、若しも日通が重大な過失あるとすれば、それは郵政大臣が日通に対して求償権を行使する。又日通から逆に取り得ることがあり得るわけでありまして、それは関係なしに、直接公衆に対しては、郵便法に規定された責任というものは郵政大臣が全部負う。

○三木治朗君 事件の記事によると、その車に乗つていたものはぐるじやないかという記事、恐らくはそうでないと思ひますけれども、そういうような疑いも持たれてゐるようにも見受けられるのですが、確かにこれは日通の責任になるのだらうと思ひますが、どうですか。

○政府委員(松井一郎君) そういう場合に、その使用者の責任、使用方について過失があれば、当然我々は日通に対して求償権を行使するわけでございます。

○委員長(池田宇右衛門君) 被害程度、その他の報告を松井局長なり、又監察局長なりから報告を得ておくことが適当かと思ひます。

○政府委員(松井一郎君) 監察局長から事件の事情について御説明いたします。

○政府委員(斎藤一君) それでは今回の郵便車の襲撃事件のあらましを御報告申し上げます。

襲われた車は、日本郵便運送株式会社横浜支店所属の郵便運送用の赤自動車でございます。これに乗務しておりましたのが、運転手、並びに助手、それに丁度磯子の局員が一名たまたま便乗いたしておりました。

事件の起きました日が三月一日の午後九時過ぎでございます。この運送の便名が、神奈川—横須賀間東廻上五号便という郵便でございます。金沢分室発が二十時五十分が定時でありまして、ほぼその時刻に神奈川局に向けて出発いたしました便でありまして、その概略を申し上げますと、磯子局に向ひまして、午後九時少し前に谷津坂といふところがございまして、少し上り差しかかりました、その手前の消防署の先の当り、そのとき尾行しておりましたと思われ乗用車に乗つた三人組の強盗にストツプを命ぜられました。銃を突きつけられて、赤自動車の運転手以下三名とも犯人たちの乗つて来た乗用車の後部の荷物入れに押し込められたのであります。然る後犯人たちは乗用車並びに赤自動車をいづれも運転いたしまして、今まで来まして道をバックして途中で右に取りまして、朝比奈峠のトンネルの戸塚よりの出口附近で停車いたしました。約三十分の間に赤自動車の中に搭載中の大郵袋を西洋カミソリで以て切り割きまして、在中の郵便物を抜き取りまして、運転手と三名を今度には逆に赤自動車の荷物を積み部分に閉

ぢ込めて、施錠をかけたまま、犯人たちは抜き取つた郵便物を乗用車に移して、戸塚方面に逃走したといふのが、事件の概略でございます。

なお、これが捜査につきましては、横浜地検が中心となりまして、なお郵政省からも、東京郵政監察局の第一部長以下十四名、並びに横浜郵政監察官事務所主任監察官以下八名、合計二十二名の監察職員を動員いたしました。そして、ほぼ業務上の専門的立場から、主として部局関係の洗いとこと協同捜査に努めております。新聞等に載つておるようであります。今、今度出ました報告の限りでは、今以て犯人を確定し、逮捕するところまで参つておりません。

それからなお、被害状況でございますが、当時その車に搭載しておりました郵便物は、大郵体が丁度六十個でございまして、その中には赤郵体が全部で三十二個入つておりました。ところが実際に被害を受けた郵便物は、その大郵体六十個のうち、切り開かれました大郵体が全部で三十五個、約半数でございまして。その三十五個の内訳は、通常郵便物を切りました郵便物が十六個、それから小包郵便物を切りました郵便物が十九個、合せて三十五個、なお通常郵便物に切りました郵便物の内訳ですが、有証、無証とごう分かれておりますが、有証と申しますのは、つまり赤郵便等を納入してありまして、その送り状が入つてゐる行囊を有証と申しております。有証が七個、無証が八個、つまり入つてゐないものまであけておるということになるわけであり

ます。合計三十五個の郵便物をカミソリを以て切り割いて中味を出したわけでありまして。

それで実際に盗難にかかりました郵便物は現金書留が合せて三十通、これの被害金額が二十三万三千八百九十二円でございます。そのほかの普通の書留が三通ございまして、これの包有品につきましては、なお目下調査中でございます。はつきりいたしておりません。なお、そのほかの普通通常郵便物、及び小包郵便物には被害はない模様であります。大体以上であります。

○三木治朗君 その通常書留の中に、何か高等学校か大学か知らんが、受験の純切りに間に合せようと思つたのが三通か何かあるというのですが、その三つのうち、それは学校の試験が受けられないのじやないですか。こういうのは被害が甚大だし、大変迷惑だと思ひますが、そういうようなことは、何らか弁償と言ひますか、何か方法がありますか。

○政府委員(松井一郎君) 郵便物の内容にはいろいろなものがありまして、それを毀損した場合において、起り得る損害というものはこれは考えれば非常に大きな損害もあるわけでありまして、私どもやはり内容を一々調べてお受けしてゐるわけではありませぬので、郵便物としてはそういうものを賠償することにはなつておりませぬので、どうも只今の場合に郵政省として何らかの形において賠償するということとは現在のところはできないと思つております。

○三木治朗君 そういう場合に、学校当局のほうに、事実そういうものがあつたとすれば、学校当局のほうに郵政省のほうから、こういう事情であつたの

でから受理してやつてもらえないかというふうな取扱ひは、受けるか受けないかは知りませんが、このくらゐのことをしてやつてもいいのじやないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(松井一郎君) それがはつきりしておりますれば、それが事故にかかつてゐる、こういうことだといふことを、私は便宜上もいいのじやないか、こう思つております。

○永岡光治君 一つ行政整理の問題で政府の予算通過後いよいよ国会に提案して来ようという態勢にあるようでありまして、この前の報告で予算案等の内容を見ましても、人員の問題について約六千三百名でございまして六千四百名でしたか、一応削減の数字が出て参つておりますが、ところでこの前郵便物その他の引受の事務量の増加の資料も提出を求めましたが、やはり増加の傾向にあるようでありまして、減員といふことは私たちができないものだと思ひます。更に今日ここで特に質問をいたしたいのは、地方のほうに参りますと、年次休暇がとれない、職場によりまして週休がとれないといふことを聞くところがあるのです。こういう年次休暇とかいうようなものについて、今日までの程度まで余つておるか。それは一体郵政当局はどのようにしてとらそうとしてゐるのか、具体策を一つお聞かせ願ひたいと思ひますが……。

○委員長(池田宇右衛門君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて下さい。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて下さい。

だから受理してやつてもらえないかというふうな取扱ひは、受けるか受けないかは知りませんが、このくらゐのことをしてやつてもいいのじやないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(松井一郎君) それがはつきりしておりますれば、それが事故にかかつてゐる、こういうことだといふことを、私は便宜上もいいのじやないか、こう思つております。

○永岡光治君 一つ行政整理の問題で政府の予算通過後いよいよ国会に提案して来ようという態勢にあるようでありまして、この前の報告で予算案等の内容を見ましても、人員の問題について約六千三百名でございまして六千四百名でしたか、一応削減の数字が出て参つておりますが、ところでこの前郵便物その他の引受の事務量の増加の資料も提出を求めましたが、やはり増加の傾向にあるようでありまして、減員といふことは私たちができないものだと思ひます。更に今日ここで特に質問をいたしたいのは、地方のほうに参りますと、年次休暇がとれない、職場によりまして週休がとれないといふことを聞くところがあるのです。こういう年次休暇とかいうようなものについて、今日までの程度まで余つておるか。それは一体郵政当局はどのようにしてとらそうとしてゐるのか、具体策を一つお聞かせ願ひたいと思ひますが……。

○委員長(池田宇右衛門君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて下さい。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて下さい。

○柏木庫治君 松井局長にお尋ねいたします。今の三木委員の質問に対して、法律ではそういう損害は弁償しないことになっている、それから三木委員のつまり郵政省から学校当局にでもやつたらどうかという問題に対して、その事実がはつきりすれば、そういうことを照会というか通知というかを、してもいいということなんですか、その言葉が私の耳には非常に冷やかに聞えたのがね。それで、実際は然らばその現金が何通でこれ、或いはこれ、というようなことは、もう直ちにわかつたわけだね。そうすると、直ちにわかつた人にそのことだけは郵政省がすぐ通知したでしようかどうかでしようか、本人に向つて。

○政府委員(松井一郎君) 書留については全部記録がありますので、その受取人に対しては通知をしたはずでございます。

○柏木庫治君 いや、したはずだという言葉ではびんと来ないのだが……。

○政府委員(松井一郎君) いたしました。

○柏木庫治君 この書留、まあその日というか、その次ぐ日にはしたでしようか。それから出した人にもしたでしようか。

○政府委員(松井一郎君) 勿論差出人です。

○柏木庫治君 差出人にはしたのですね。

○政府委員(松井一郎君) そうです。書留についてはわかつておりますから。書留以外のものは全然これは記録がありませんのでいたしません。

○柏木庫治君 今の続きですがね、その中に今言つた学校の受験料とかいう

ようなものがあつたのであるかないのですか。

○政府委員(斎藤一郎君) それに類するものが一件、中にございました。

○柏木庫治君 そうですか、それでわかりました。

○津井治三郎君 さつきお尋ねいたしました振替貯金の払込手数料と払出手数料、大体七割近くの値上げになつておりますが、政府では超額縮減算、而も一年後には物価を相当下げるといふような決意で進んでおる今日、七割近くも上げなければならぬというその理由です、それをちよつと聞かせて頂きたいと思ひます。

○説明員(吉政重保君) これは御承知だと思ひますが、貯金を除きまして、貯金関係の為替とか振替も入りまして、いわゆる独立採算でやる建前になつておるわけでございます。それで今申上げましたように、振替につきましては明年度十三億程度の所要資金が要るわけでありまして、余りにも、赤字が四億程度にもなりますので、どうも賄ひ切れないという状況でございます。これは明年赤字が殖えるというのではなくて、従来もずっと二億程度ずつずつ赤字だつたのであります。これは何とか郵政会計全般で賄つていたものであります。人件費も上つたといふような関係もございます。ほかの事業で賄ひ切れないといふような状況になつておるわけでありまして、御提案した次第であります。

○津井治三郎君 続いてお尋ねいたしますが、どうも御提案になつておる時期が悪いので、一年先くらいにやられたい問題はないと思ひますが、これは改正されますのは、現在の何は何年ほど前に改正したものでしたか。

○説明員(吉政重保君) 二十六年に改正いたしました。

○津井治三郎君 随分古いんだか。よくわかりました。

○三木治朗君 今津井委員の質問非常に御尤もだと思ひますが、大体独立採算制といふことが言われて、総ての面に赤字があるといふことがわかつて、そのために実は資金運用部からそういう簡易保険の取戻し、そのほろがよからうといふ我々考えであれを取り戻すのに随分骨を折つて、何とか部分的に赤字になるからといつてすぐ上げるといふことになれば、いわゆる山のの中の一軒家に新聞を持つて行かなければならぬといふのはえらい損害であるから上げるという理窟にもなつて来るのであつて、公共事業であるから損するのもあるといふのは、これは当然の話なんです。従つて郵政省の立場ばかりでなくて、国全体の観点から言へば、資金運用部からあれを取つた是非も議論になると思ひます。まああれを取つた以上、或る程度いろ／＼な苦しいことがあつても、なるべく値上げしないのが正しいと思ひます。而もいわゆる耐乏生活を問題にしておきながら、国が率先して何かの料金を上げるということ、これは国全体の立場から見ても面白くない傾向じやないかと思ひますが、これは大臣にお伺ひしたほうがいいかも知れんのだが、ただ郵政省が損しな方を与えようとするのは勝手だ。それではいけないと思ひます。そういう点について局長あたりどういふふうに考えておられますか。

○説明員(吉政重保君) どうも私所管外でございますから発言は差控へさせていただきます。

○委員長(池田宇右衛門君) では大臣に一つ。他にございせんか。

○永岡光治君 要望があります。保険金の引上げの問題ですが、昨今の動きでどうやらまあ政府提案になりそうな傾向にあるのであります。特に今日は経過を詳しく御説明を承へることは差控へますが、この前からは、申上げておられますように諸般の情勢からいたしまして、この金額の低いのは当り前でありまして、もう論を俟たないところであります。この前の委員会でも各委員の強い発言もございました。是非共二十万円は確保してもらいたい。こういう点でこの数日の間に政府提案でその案がきまるとすれば、これは実は大臣、次官がお見えになつて申上げるのが一番適切な法だろ／＼と思ひますが、残念ながら、両者とも見えられておりませんので、事務当局を通じてお願いするわけでありまして、重ねて申上げますが、私たち党としては、二十万円以下であつては二十万円に修正せざるを得ない立場にありまして、どうか国会も早く審議をして法案を通すという点から見ても、修正當時ごたつかないように、その意味では修正しなくとも済むような金額で、是非とも一つ御提案を願うように重ねて今日も要望しておきます。

○委員長(池田宇右衛門君) 他に御意見ございせんか、ないですか。

では、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

二月十日日本委員会に左の事件を付託された

一、北海道占冠郵便局電報配達員増員に関する陳情(第二九号)

第二二九号 昭和二十九年一月二十七日受理

北海道占冠郵便局電報配達員増員に関する陳情

陳情者 北海道勇払郡占冠村長 吉田益雄外一名

北海道占冠郵便局の電報配達員は一名であるため勤務時間外は郵便集配人が配達に従事しているが、郵便配達と電報配達を昼夜間従事することは健康保持上にも重大な支障を及ぼすから、本局の電報配達員を増員すむやかに増員せられたいとの陳情。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

一、郵便為替法の一部を改正する法律案

一、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「二十四」を「三十」に改める。

第十三条第三項中「二十」を「三十」に改める。

第十八条第一項第一号中「十五」

を「二十五円」に、「二十五円」を「四十円」に、「三十五円」を「六十円」に改め、「電信に関する料金」の下に「第三十条の二に規定する場合

三 払出

通常現金払

払出金額千円以下の場合

同 千円をこえ、五千円以下の場合

同 五千円をこえ、一万円以下の場合

同 一万円をこえ、十萬円以下の場合

小切手払

払出金額一万円以下の場合

同 一万円をこえる場合

電信現金払

通常現金払の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める

金額との合計額

第十八条第二項中「電信する場合」の下に「(第三十条の二に規定する場合)には、電話である場合、次条において同じ。」を加える。

第十九条第三項中「八円」を「十五円」に改める。

第二十四条第二項中「二十円」を「三十円」に改める。

第二十七条第四項中「三十五円」を「一、払込書の用紙は四十円、払出書及び小切手の用紙は五十円」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二(電話による通知又は照会) この章の規定により郵便局と口座所管庁との間において電信ですることとされている通知又は照会は、郵政大臣が指定する郵便局と口座所管庁との間でなされる場合には、これらの規定にかかわらず、電話でするものとする。

第三十八条第三項中「有無を」の

には、電話に関する料金。以下同じ。を加え、同項第二号中「十円」を「十五円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三十円

五十円

七十円

九十円

三十円

五十円

下に「電信(郵政大臣が指定する場合)には、使送。以下この項において同じ。」で、「を」、「その旨を」の下に「電信で」を加える。

第五十二条第一項中「簡易生命保険法又は郵便年金法」を「簡易生命保険法及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)」に改め、同条第二項中「簡易生命保険法又は郵便年金法」を「簡易生命保険法及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」に改める。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第六十二条第一項中「五円」及び「八円」を「十五円」に改める。

第六十三条の二第一項中「第六十一条まで」の下に「及び第六十二条第一項」を加え、同条第二項を削る。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

外国郵便為替に関する料金は、条約に料金の範囲が規定されているときは、その範囲内において、条約に料金の範囲が規定されていないときは、万国郵便連合の郵便為替に関する規定に規定する同種の料金をこえない範囲内において、省令で定める。

第二十四条の二中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄島及び伊予屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 売さばき人は、その売さばき所における一般の需要をみたす

に足る数量の郵便切手類及び印紙を常備して、当該売さばき所において定価で公平に売りさばかなければならない。但し、省令の定めるところにより郵政大臣の承認を受けたときは、売さばき所以外の場所において売りさばくことができる。

2 前項の規定に従って売りさばく郵便切手類及び印紙は、売さばき人が、省令の定めるところにより郵政省から買い受けるものとする。

第七条を次のように改める。

一万円以下の金額
一万円をこえ十萬円以下の金額
十萬円をこえる金額

百分の六
百分の三
百分の一

第十一條第一項中「第五條」を「第五條第一項」に改める。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

二月二十六日本委員会に左の事件を付託された

一、簡易保険の保険金最高制限額引上げに関する請願(第一四五〇号)

第一四五〇号 昭和二十九年二月十六日受理

簡易保険の保険金最高制限額引上げに関する請願

請願者 大阪府池田市泉町池田
田市立泉小学校内
土田素道

紹介議員 一松 定吉君

第七條 郵政大臣は、売さばき人に委託した郵便切手類及び印紙の売さばき業務の取扱につき、省令の定める手続により、売さばき人に売さばき手数料を支払う。

2 前項の規定により支払う売さばき手数料の額は、売さばき人が第五條第一項の規定により売りさばくため、同条第二項の規定により買い受けた郵便切手類及び印紙の月額(百萬元をこえるものは、百萬元とみなす。)を左の各級に区分し、その区分ごとに左の割合を乗じて得た金額の合計額とする。

百分の六
百分の三
百分の一

く、ことに老後に備え、または遺族の経済生活の安定を託すにははなだ不安の念を禁じえないから、保険金の最高制限は、これを廃止し、これが困難であれば少くとも二十万円程度までに引き上げられたいとの請願。

昭和二十九年三月十三日印刷

昭和二十九年三月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局